

川崎市子どもの権利条例の広報・啓発について
(答 申)

2013(平成25)年 3月

川崎市子どもの権利委員会

2 4 川 子 権 第 1 号

2013(平成 25)年 3 月 29 日

川崎市長 阿 部 孝 夫 様

川崎市子どもの権利委員会
委員長 野 村 武 司

川崎市子どもの権利条例の広報・啓発について（答申）

川崎市子どもの権利委員会は、2010(平成22)年12月 3日付け22川市人第521号での諮問「子どもの権利条例の広報・啓発について」に関して、2年以上にわたり調査及び審議を行った結果、次のとおり「川崎市子どもの権利条例の広報・啓発について」を答申します。

目 次

第1章 第4期川崎市子どもの権利委員会の答申にあたって

1 答申に至る経緯	1
2 川崎市子どもの権利委員会による検証システムについて	1
3 子どもの権利条例の広報・啓発についての視点 一条例を広報し、条例で広報・啓発すること	2

第2章 川崎市における子どもの権利条例の広報・啓発の現状

1 子どもの権利条例が市民に知られているか	4
2 子どもの権利は保障されているか	5
3 子どもの権利条例は伝えられているか	6
4 まとめ	6

第3章 子どもの権利条例の広報・啓発についての提言

第1節 総論的提言

1 条例を知る機会・学ぶ機会を増やす	7
2 広報・啓発の対象を広げる	9
3 広報・啓発のコンテンツと方法を工夫する	11
4 子どもやおとなに権利や条例が伝わっているかどうか定期的に評価する	13

第2節 所管課への提言

1 市民・こども局人権・男女共同参画室	15
2 市民・こども局こども本部青少年育成課	19
3 同 こども福祉課	22
4 同 保育課	24
5 同 こども家庭センター	26
6 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当	28
7 教育委員会事務局人権・共生教育担当	31
8 同 指導課	34
9 同 生涯学習推進課	36
10 同 総合教育センター	39

第4章 資料編

1	第4期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）	43
2	第4期川崎市子どもの権利委員会による諮問から答申までの流れ	44
3	川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告	45
4	川崎市子どもの権利に関わる広報・啓発について～庁内検討結果～	47
5	子ども、市民、行政との対話について	49
6	子どもの権利に関わる広報・啓発に関する行政各部署との対話について	52
7	第4期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況	55
8	第4期川崎市子どもの権利委員会委員名簿	58

本書中の「条例」または「子どもの権利条例」という記述は、特に断りなければ、「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。

川崎市子どもの権利条例の広報・啓発について
(答 申)

2013(平成25)年3月29日

川崎市子どもの権利委員会

[事務局] 川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室(子どもの権利担当)

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2344 FAX 044-200-3914